

2015年5月22日 全7頁

定型約款に係る改正（1）

2015年3月国会提出、民法改正法案より

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2015年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。
- これには「定型約款」に関する規定が含まれている。
- 「定型約款」の定義、定型約款の内容を合意したとみなされるための要件（ただし、信義則に反するなどとして例外的にその条項が合意したとみなされない場合あり）、定型約款の内容の表示、定型約款の変更に関する規定が提案されている。

I 定型約款に関する事項を含む法案の国会提出

「民法」の債権関係の部分を改正する「民法の一部を改正する法律案」（以下、**民法改正法案**）が、2015年（平成27年）3月31日に閣議決定され、同日、国会に提出された^(注1)。

（注1）法務省の以下のウェブサイトを参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html

民法改正法案には、いわゆる約款に関する事項が盛り込まれている。人によってイメージが異なる約款のうち、コア的な部分、つまり多くの人のイメージが重なる部分を取り出して、「定型約款」として定義した上で、基本的な規定を置くことにしている。おおよそ次の通りである。

1. 「定型約款」の定義
2. 定型約款の内容を合意したとみなされるための要件
(例外) 信義則に反するなどとして例外的にその条項が合意したとみなされない場合
3. 定型約款の内容の表示
4. 定型約款の変更

以下、民法改正法案で示された、定型約款に関する規定の概要を説明する^(注2)。なお、定型約款に関する経過措置については、別のレポートで紹介する。

(注2) 法制審議会民法（債権関係）部会の検討過程の案については以下のレポートを参照。

- ・「法律・制度のミニ知識 約款（定型約款）の議論を探る」（堀内勇世、2014年10月24日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141024_009068.html

以下において、民法改正法案により改正された民法の条文を参照条文として掲げる場合には、「**改正後の民法〇〇条**」という形で提示する。

II 定型約款に関する規定の概要

1. 「定型約款」の定義

「**定型約款**」の定義が規定されている（改正後の民法548条の2第1項）。その定義は、大枠、次の通りとなる。①及び②を満たすものが定型約款となる。

① “ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引” であって、
“その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの” において、

② 契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体

なお、①の“ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引” であって、“その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの” を、「**定型取引**」と名付けている（改正後の民法548条の2第1項参照）。

民法改正法案に先立ち、改正内容が検討されていた法制審議会民法（債権関係）部会における資料^(注3)を見ると、①の中の「不特定多数の者を相手方として行う取引」という部分は、「企業間取引において用いられる約款が基本的には定型約款には含まれないことを更に明確になるよう」に、また「労働契約が除外されることがより分かりやすくなるよう」にこの指摘も意識して加えられたものであるとされている。「不特定多数の者を相手方として行う取引」に該当するか否かの判断においては、「相手方の個性に着目して締結されるもの」か否かが重要になると考えられる。

(注3) 法務省の以下のウェブサイトに掲載されている、法制審議会民法（債権関係）部会第98回会議（平成27年1月20日開催）の「部会資料86-2 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その2） 補充説明」の1ページ参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900241.html>

2. 定型約款についてのみなし合意

(1) みなし合意の要件

定型約款の個別の条項について当事者間で具体的な合意がなくとも、定型約款の個別の条項について当事者間で合意をしたものとみなすための要件（以下、「**みなし合意の要件**」と言うことにする）が定められている（改正後の民法 548 条の 2 第 1 項参照）。大枠、次の通りであり、①及び②を満たした場合、定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなされる。

- ① 定型取引を行うことの合意（以下、「**定型取引合意**」）があり、
- ② a) 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- o r
- b) 定型約款を準備した者（以下、「**定型約款準備者**」）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

なお、② b) の「表示」すら困難である取引のうち、取引自体の公共性が高く、定型約款を契約の内容とする必要性が高いもの（例えば、旅客鉄道事業に係る旅客運送の取引）であれば、厳格に表示を要求することなく定型約款の内容を契約の内容とすることは、かえって利用者の利益にも資すると、検討過程において考えられた。そこでそのような取引については、相手方への個別の「表示」がなくても、定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を一般に向けて「公表」していたときにも、①を満たしていれば、当事者がその定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなす旨の特別の規定を、必要に応じて民法とは別のその取引に係る法律に設けるという改正も行われている^(注4)（「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」^(注5)により改正される予定の鉄道営業法 18 条の 2 などを参照）。

（注 4）検討過程における資料であるが、注 3 の「部会資料 86-2 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その 2） 補充説明」の 2～3 ページ参照。

（注 5）「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は民法改正法案と共に 2015 年 3 月 31 日に国会提出された。法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00176.html

(2) みなし合意から除外される条項

前記(1)のみなし合意の要件を満たす場合であっても、次の①及び②の要件に該当する条項は、合意をしたものとみなす対象から除外されるとされている(改正後の民法548条の2第2項参照)^(注6)。

- ①相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、
- ②その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法1条2項^(注7)に規定する基本原則(「**信義則**」)に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの

(注6) 定型約款に関する、みなし合意から除外される条項について定めている改正後の民法548条の2第2項と、(定型約款に限定されず)消費者の利益を一方的に害する条項の無効を定める現行の消費者契約法10条との関係については、注意が必要かもしれない。

検討過程における資料であるが、両者の理論的な関係が不明である旨の発言が、法務省の以下のウェブサイトに掲載されている、法制審議会民法(債権関係)部会第98回会議(平成27年1月20日開催)の議事録に存在する(例えば、PDF版8ページの松本委員発言)。また、同会議の「部会資料86-2 民法(債権関係)の改正に関する要綱案の原案(その2) 補充説明」の4ページには、改正後の民法548条の2第2項は、「消費者契約法第10条とは、趣旨を異にする」との記述も存在する。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900241.html>

消費者契約法の見直しについても、消費者委員会の消費者契約法専門調査会において行われている。内閣府の以下のウェブサイト参照。消費者契約法専門調査会(第7回)の配付資料である「【資料1】今後の審議スケジュール(案)」を見ると、現在、2015年7月中下旬(もしくは8月上旬)における取りまとめを目指している模様である。

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/>

(注7) 民法1条2項は、民法改正法案で改正される対象となっていない。つまり改正はない。

なお、定型約款準備者が表示義務違反をした場合に、その定型約款につき合意をしたものとみなさないとする規定も存在する(後記3(2)参照)。

3. 定型約款の内容の表示（開示）

（1）定型約款準備者の表示義務

定型約款準備者は、「定型取引合意の前」又は「定型取引合意の後相当の期間内」^(注8)に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法^(注9)でその定型約款の内容を示さなければならないとする、定型約款準備者の表示義務が規定されている（改正後の民法 548 条の 3 第 1 項参照）。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録^(注10)を提供していたときは、表示義務がないとしている。

（注 8）「相当の期間内」については、検討過程における資料であるが、法務省の以下のウェブサイトに掲載されている、法制審議会民法（債権関係）部会第 84 回会議（平成 26 年 2 月 25 日開催）の「部会資料 75B 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(11)」の 11 ページの「相当の期間内とは、契約が継続的なものである場合には、その終了から相当の期間を指す趣旨である。」との記述が参考になると思われる。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900204.html>

（注 9）「相当な方法」については、検討過程における資料であるが、注 8 の「部会資料 75B 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(11)」の 11 ページの「請求を受けた条項準備者は、定型条項を記載した書面を現実に開示したり、定型条項が掲載されているウェブページを案内するなどの相当な方法によって相手方に定型条項を示すことが想定されている。」との記述が参考になると思われる。

（注 10）「電磁的記録」は、改正後の民法 151 条 4 項において、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」とされている。

また「電磁的記録」につき、検討過程における資料であるが、注 8 の「部会資料 75B 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(11)」の 11 ページには、「CD の交付やメールでの PDF ファイルの送信」が例として挙げられている。

（2）表示義務違反の効果

定型約款準備者が、表示義務があるにもかかわらず、「定型取引合意の前」の相手方からの請求を拒んだときは、その定型約款につき合意をしたものとみなさない、つまり、みなし合意が成立しないとしている（改正後の民法 548 条の 3 第 2 項参照）。

ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでないとしている。つまり例外的にみなし合意が成立する場合があるとしている。

4. 定型約款の変更

(1) 個別同意なく、利用中の定型約款の変更ができる場合

定型約款を利用し契約が結ばれている中で、定型約款準備者が定型約款を変更し、その変更を結ばれている契約に反映させたいと考えた時に、個別に相手方とその定型約款の変更につき合意をすることなく契約の内容を変更することができる場合が規定されている（改正後の民法 548 条の 4 第 1 項参照）。具体的には、次のいずれかの場合に、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなして、契約の内容を変更することができるとしている^(注 11)。

① 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

② 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、(改正後の) 民法 548 条の 4 により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(注 11) 一時、定型約款に変更条項を設けることが必須とされていたが、審議の結果、最終的には必須ではなくなった。法務省の以下のウェブサイトに掲載されている、法制審議会民法（債権関係）部会第 99 回会議（平成 27 年 2 月 10 日開催）の「部会資料 88-2 民法（債権関係）の改正に関する要綱案（案）補充説明」の 6 ページ参照。そこには、「変更条項の有無及びその内容は変更の合理性の判断において考慮がされる旨を明らかにしている」と記載されている。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900243.html>

(2) 変更の効力発生時期の設定義務、変更の周知義務

個別に相手方と合意することなく、前記（1）（改正後の民法 548 条の 4 第 1 項）のもとで、利用中の定型約款を変更する場合には、定型約款準備者は、その効力発生時期を定めなければならない。その上で、定型約款準備者は、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない（改正後の民法 548 条の 4 第 2 項参照）。

(3) 効力発生時期に関する特則

前記(1)②(改正後の民法548条の4第1項2号)に基づく定型約款の変更については、定型約款準備者が定めた効力発生時期が到来するまでに、前記(2)(改正後の民法548条の4第2項)の周知を行っていないと、効力は生じないとされている(改正後の民法548条の4第3項参照)。

(4) 条文の適用関係に関する注意規定

定型約款のみなし合意から除外される条項について定める前記2(2)(改正後の民法548条の2第2項)は、前記4(1)(改正後の民法548条の4第1項)による定型約款の変更に適用しないとする、条文の規定が設けられている(改正後の民法548条の4第4項参照)^(注12)。

(注12) 注11の「部会資料88-2 民法(債権関係)の改正に関する要綱案(案) 補充説明」の6ページ参照。

Ⅲ 施行日

施行日は、原則として、民法改正法案が成立した後の「公布の日」から起算して3年以内の政令で定める日とされている。

なお経過措置とそれに関する施行日の例外については別のレポートで紹介する。